

# 賦課方式から部分積立方式への移行について

難波安彦

## 1. はじめに

本稿は公的年金の賦課方式から部分積立方式への移行について論じるものである。この問題はFeldsteinの1974の論文以来様々に議論されてきた。特に、世界銀行の1994年のレポート (*Averting the Old Age Crisis*) が賦課方式の公的年金の問題点を指摘し、かつ完全積立方式の私的年金の設立を勧告したことは、実質的には賦課方式から部分積立方式への移行の奨励であり、その後の世界的規模での議論を招いた。少子高齢化の問題を抱える日本でもこの問題に関して論争が起きた。本稿では第2項で賦課方式から部分積立方式への移行の理論的意義と問題点を考察するために、世界銀行の1994年のレポートの内容と、このレポートを巡る論争で明らかになったことを検討したい。次は第3節で、世界銀行のレポートの影響下で賦課方式から部分積立方式への移行を実施した中国の年金制度改革の内容とその問題点を検討し、公的年金の賦課方式から部分積立方式への移行についての考察を深めたい。

## 2. 世界銀行の1994年レポートにおける賦課方式から部分積立方式への移行論

世界銀行が1994年に出したレポート (*Averting the Old Age Crisis* 以下では世界銀行[1994]と略記する) は上記のように賦課方式の公的年金の問題点を指摘し、完全積立方式の私的年金の設立を勧告していたが、このために発展途上国の年金政策に大きな影響を与えた。世界銀行は発展途上国に資金援助をしており、「その援助は経済改革と引きかえになされるのが常である」<sup>(1)</sup>

(1)

からである。次節で見ると中国の1997年の年金改革もこのレポートの大きな影響を受けたとされるのである。以下では世界銀行[1994]の内容について少し詳しく説明したい。

世界銀行[1994]において特徴的であるのは、高齢者保障を考える際、高齢者にとってのプラスのみならず経済全体にとってのプラスを同時に考えるという視点である<sup>(2)</sup>。つまり世界銀行は「高齢者保障プログラムは経済成長の道具であると共に社会的なセーフティネットであるべきであると主張」<sup>(3)</sup>しているのである。このため年金制度も高齢者の生活保障の手段としてのみならず経済成長の推進要因として考えられている。

世界銀行[1994]は、年金基金は再分配機能・貯蓄機能・保険機能の三つの機能を持っており、そして掛け金建てか給付建てかあるいは賦課方式か積立方式かに分けられるから、年金制度については公的か私的かというだけでなく以下の5つの点の検討が必要であるとしている<sup>(4)</sup>。

- (1) 任意であるべきか、強制であるべきか。
- (2) 貯蓄機能と所得再分配機能の相対的ウェイトはどのようなものであるべきか。また、それらの機能は統合すべきか。あるいは財政と管理を分けて提供すべきか。
- (3) 予期せぬ事態から生じるリスクは誰が負担するのか。年金受給者かそれ以外の人々か。
- (4) 完全積立方式 (fully funded) とすべきか、賦課方式とすべきか。
- (5) 一元管理とすべきかあるいは分権的で競争的な管理とすべきか。

そしてこれらの問いに対しては多くの回答が可能であるが、実際的な高齢者保障のための仕組みとしては、公的な賦課方式プログラム、企業年金プラン、個人貯蓄・個人年金プランが一般的であるとする。

そして高齢者保障プランの制度設計のために重要な政策課題の一つは、年金制度における貯蓄機能・再分配機能・保険機能の重要性の度合いとその各

の機能に対する政府の役割について考えることであるとする。貯蓄機能・再分配機能・保険機能の内容について述べた後、レポートは次の勧告を行っている。

「本レポートの主要な勧告は、一国の高齢者保障プログラムはこれら三つの機能を全て提供していかなければならないということ、しかし、この三つの機能の各に対する政府の役割はかなり異なっているということである。いかなる国も複数の財政制度と管理制度に頼るべきであるということであり、高齢者のサポートに関する複数の柱(pillar)によって責任を分け合うべきであるということである」<sup>(5)</sup>

ここで引用文中の「柱(pillar)」は年金方式を意味している。続いてレポートは「一つの公的柱だけでは再分配、貯蓄、保険の全ての機能を満たすには不十分である」<sup>(6)</sup> という項目に進む。この項目の前半に書かれていることは専ら給付建て賦課方式の批判である。ここでは「途上国の大部分と幾つかの工業国」は、この「三つの機能を一つの公的年金制度の柱にまとめて報酬比例の給付建て方式とし、それを賦課方式の課税掛かり金で資金調達している」と述べている。そして給付建て方式や賦課方式は次のような問題があるのである<sup>(7)</sup>。

- (1) 給付建て方式では、給付を拠出に伴う形で確定できない。
- (2) 賦課方式の場合、人口が高齢化すると拠出が高率となる。高率の拠出は税金とみなされ拠出忌避が起こる。
- (3) 賦課方式ではコーホート全体で見た時に給付額が拠出額から乖離する。
- (4) 賦課方式の公的柱は資本市場の発展の機会を逃すことになる（強制積立方式の場合は資本蓄積が促進される）。
- (5) 賦課方式の場合、人口高齢化、制度の成熟、早期退職や高い給付率

等によって支出が予想より大きくなる。この年金制度のコストが高い  
拠出率が国庫からの補助金によってカバーされるとするならば、政府  
は資金調達が困難となる。

続けてレポートは公的積立年金や民間運営の企業年金あるいは個人年金の  
みで運営されている場合の年基金制度の問題点についても簡単に触れている。  
そして結論として次のように主張する。

「以上のような問題を避けるために、本レポートは年金の貯蓄機能と再分  
配機能を分離して、それらを財政制度と運営制度の異なる二つの異なった強  
制的な柱、公的に運営される税方式の柱と民間で運営される完全積立方式の  
柱の下に置くことを勧告する。それ以上の年金制度を欲する者にはもう一つ  
の任意加入の柱で補えばよい」<sup>8)</sup>

上の引用文に書かれた三つの柱は世界銀行[1994]の表3によれば各次のよ  
うなものである。

第一の柱：強制加入の公的に運営される柱

（目的）再分配プラス保険

（形態）ミーンズ・テスト、最低年金保証あるいは定額給付

（財政）税方式

第二の柱：強制加入の民間が運営する柱

（目的）貯蓄プラス保険

（形態）個人貯蓄プランあるいは企業プラン

（財政）規制された完全積立方式

第三の柱：任意加入の柱

(目的) 貯蓄プラス保険

(形態) 個人貯蓄プランあるいは企業プラン

(財政) 完全積立方式

そして第一の公的な柱は国民積立基金を公的に運用する際の問題を回避するために賦課方式とするが、「他の柱に十分な余地を残すためにその規模は控えめにすべきである」<sup>9)</sup> とする。また第二の柱である「完全積立は資本蓄積と金融市場の発展を増進させる」<sup>10)</sup> とし、この「第二の柱が成功すると、第一の柱に対する需要を引き下げる」とするのである。さらに第二の柱である強制積立の柱について「本レポートは、積立方式の柱を民間運営とすることを強く勧告する」と述べているのである。以上の世界銀行[1994]の議論をまとめると次のようになる。

一国の高齢者保障プログラムは貯蓄・再分配・保険の三つの機能を全て提供していかなければならないが、現在、途上国の大部分と幾つかの工業国はこの三つの機能を一つの公的柱にまとめて、給付建て賦課方式で運営している。しかし給付建て賦課方式は様々な問題があり、いかなる国も「高齢者のサポートに関する複数の柱(pillar)によって責任を分け合うべきである。」そして「強制加入の公的に運営される柱」、「強制加入の民間が運営する柱」、「任意加入の柱」の三つの柱を立てることを提唱する。特に重要であるのは第一の柱である「強制加入の公的に運営される柱」と、第二の柱である「強制加入の民間が運営する柱」であり、前者は賦課方式、後者は完全積立方式とすることを提唱する。しかも、賦課方式の第一の柱に関しては「他の柱に十分な余地を残すためにそのサイズは控えめにすべきである」とする一方、積立方式の第二の柱に対しては「資本蓄積と金融市場の発展を増進させる」とした上でこの積立方式の第二の柱が成功すると、賦課方式である第一の柱に対する需要が減少すると述べる。

以上でわかるように、世界銀行[1994]は現在発展途上国の多くの国で採用

されている賦課方式の公的年金だけでは貯蓄・再分配・保険の三つの機能を全て提供することはできないために、賦課方式の年金制度（第一の柱）と積立方式の年金制度（第二の柱と第三の柱）の混合制度に移行すべきだと主張している。従って、事実上、発展途上国に対して、年金制度を賦課方式から部分積立方式に移行させることを提唱しているのである。

この世界銀行[1994]に関しては、ILO(国際労働機構)のBeattieとISSA(国際社会保障協会)の McGillivrayの共著論文Beattie & McGillivray[1995]よる批判論文をはじめとした年金論争が起こった。特に問題になったのは年金制度に高齢者の生活保障のみならず経済成長の推進要因の役割をも担わせるのは適切かという点と、積立方式の導入は年金制度を投資リスクにさらすのではないかという点である。そして高山[2002]によればこの論争によって次の三点が年金研究者の間の共通理解になっていったのである。

#### (1) Samuelson-Aaron paradox

これは積立金を持たない賦課方式の方が積立方式よりも負担が低くなる可能性があるという逆説である。簡単な二期間モデルで説明したい。

賦課方式の場合、現役世代の保険料、老年世代の年金、現役世代の人口、老年世代の人口をそれぞれ $p_y$ ,  $a_o$ ,  $N_y$ ,  $N_o$ とすると、

$$p_y N_y = a_o N_o$$

である。ここで人口増加率を $n$ としよう。保険料が現役時の賃金所得の一定比率で徴収されるものとして、老年世代の現役世代における保険料を $p_o$ 、賃金上昇率を $g$ とすると、

$$(1+g)p_o(1+n)N_o = a_o N_o$$

であるから、老年世代の年金と彼らの現役世代における保険料の関係は次式のようになる。

(6)

$$a_0 = (1+n)(1+g)P_0$$

一方、積立方式の場合、運用利回りを $r$ とすると、老年世代の年金と彼らの現役世代における保険料の関係は次式のようになる。

$$a_0 = (1+r)P_0$$

ここで賦課方式の収益率は  $n+g+ng \approx n+g$  であり、積立方式の収益率はある。従って、 $n+g > r$  の時、積立金を持たない賦課方式の方が積立方式よりも収益率が高い。従って、負担率が低いのである。

## (2) 合成の誤謬

これは従来の議論では積立方式の運用利回り  $r$  が、賦課方式の収益率である  $n+g$  から独立に決まり外生的に一定とされていたが、人口増加率  $n$  は積立方式の運用利回り  $r$  に影響を与えるということを考慮すべきであるというものである。少子化が進んで人口増加率が低下した場合を考えよう。

この場合、例えば、株式で積立金を運用して収益をえていたとすると、人口減少のために株式重要は減少するから、収益率は低下する。よって、「人口高齢化や少子化が進むと結果的に運用利回り ( $r$ ) は下落する。社会全体としての年金積立は個人の年金貯蓄とは結果が異なるのであり、運用利回り普遍の仮定は『合成の誤謬』を犯している」<sup>13)</sup> のである。

## (3) 同等定理 (equivalence proposition)

同等定理とは、賦課方式から積立方式への移行に伴っていわゆる「二重の負担」が発生するが、この制度移行の費用を考慮すると賦課方式と積立方式の年金負担が無差別同等 (equivalent) になるという定理である。この定理に関しては、次節の議論のために少し詳しくみておきたい。

まず「二重の負担」についてであるが、これは賦課方式から積立方式への移行時の現役世代が、積立制度に関わる自分たちの給付のための保険料を負担すると共に、既に引退した世代に年金を給付するための負担もしなければ

ならないことを意味する。何故ならば、引退世代にとっては、現役時代は賦課方式であったために自分たちの保険料はその当時の引退世代の年金給付のために使われてしまっているからである。

同等定理とは、賦課方式から積立方式への移行後の現役世代にとって、制度移行のメリットと二重の負担に代表されるデメリットが同じであることを意味している。

いま移行時点の引退世代の人口を $L$ 、年金額を $p$ とすると  $pL$  は積立方式への移行に際して必要となる追加的な負担額となる。政府はこの財源をその時点以降の現役世代に求めるものとする。賦課方式の場合、移行時の現役世代は  $pL$  の保険料を負担しなければならず、また利率を  $i$  とすると、引退後に現在価値化して次の金額の年金を受け取る。

$$\frac{(1+n)pL}{1+i}$$

従って、積立方式への移行により  $t$  期の現役世代は賦課方式の場合に発生する次の負担を回避できる。

$$pL - \frac{(1+n)pL}{1+i} = \frac{(i-n)pL}{1+i}$$

同様に次の現役世代は、移行時点で評価すれば賦課方式の場合の次に発生する負担を回避できる。

$$\frac{(1+n)pL}{1+i} - \frac{(1+n)^2 pL}{(1+i)^2} = \frac{(i-n)(1+n)pL}{(1+i)^2}$$

このようにして各世代における回避された負担の現在価値の和を計算すると次のようになる。

$$\left(\frac{i-n}{1+i}\right)pL + \left(\frac{1+n}{1+i}\right)\left(\frac{i-n}{1+i}\right)pL + \left(\frac{1+n}{1+i}\right)^2\left(\frac{i-n}{1+i}\right)pL + \left(\frac{1+n}{1+i}\right)^3\left(\frac{i-n}{1+i}\right)pL + \dots$$

(8)



$$= \left(\frac{i-n}{1+i}\right)pL \left\{ 1 + \left(\frac{i-n}{1+i}\right)pL + \left(\frac{1+n}{1+i}\right)^2 + \left(\frac{1+n}{1+i}\right)^3 + \dots \right\} = \left(\frac{i-n}{1+i}\right)pL \left\{ \frac{1}{1 - \left(\frac{1+n}{1+i}\right)} \right\} = pL$$

つまり各世代が移行によって回避できる負担と移行による負担は同じである。これが同等定理の意味するところである。

さて、世界銀行[1994]は開発途上国の年金改革に大きな影響を与えた。世界銀行は発展途上国に資金援助をしており、本節の初めに述べたように「その援助は経済改革と引きかえになされるのが常である」からである。特に中国はこのレポートの影響が大きかったとされる。

何[2004]は「世界銀行 (World Bank 1994) は『三つの柱からなる年金制度 (Three Pillars Social Security System)』という年金改革の方向を打ち出した。中国はその影響の中で、1995・1997年の公的年金制度改革を実施した」<sup>44)</sup>と述べている。この1995・1997年の公的年金制度改革とは、次節で見るとように賦課方式から (賦課方式と積立方式の混合方式という意味での) 部分積立方式への移行を進める改革である。また関根[2006]も「中国の年金制度改革には、世界銀行による数次にわたる技術援助が大きく影響を与えたとされ、この技術援助を通じ、世界各国の年金制度の最新モデルを取り入れることが可能となった。また、世界銀行による政策提言は、WTO (世界貿易機関) 加盟による国内構造改革がそうであったように、政治的に難しい年金制度改革を推進するための外圧の役割を果たしたとも考えられる (下線は難波)」<sup>45)</sup>と述べている。

さらに山本[2003]は、「まとめれば年金制度は、1) 人口のリスク、2) マクロ経済上のリスク、3) 政府の管理リスク、4) 政治的リスク、といったリスクを内在しており、これに対処する制度の提示がAverting… (世界銀行[1994]のこと一難波) の目的であり、また、世銀が年金制度の『コンサルタント』になる必要があるとするのがホルツマン (世界銀行の年金問題担当

責任者<sup>66</sup>—難波)の考えであり、世銀の考えである。この文脈で考えれば、アジアの国々の年金制度に世銀が「口出し」する理由は明らかである。アジアの国々の多くは、現状では若い人口構成(積立が可能)と成長しつつある経済(年金基金の運用が有効)、予測される高齢化(積立制度が世代間の不公平を抑制)等々、世界銀行の年金政策のクライアント国としてこのうえない条件を備えている。しかし、プロジェクト・レベルで世界銀行が年金制度に対する助言を与えているのは、中国、ウズベキスタン、タジキスタン、モンゴル等の移行国が中心である(下線は難波)<sup>67</sup>と述べているのである。

このため次節では、世界銀行[1994]の影響下で賦課方式から部分積立方式に移行を実施した中国の年金制度改革の内容とその問題点について検討したい。

### 3. 中国における賦課方式から部分積立方式への移行とその問題点

本節では世界銀行[1994]の影響下で実施された中国の都市の年金改革の内容とその問題点を検討したい。都市の年金改革に限定するのは中国の農村部においては長い間、実質的に年金制度が存在しなかったためである。

中華人民共和国成立後、中国は計画経済の時期および、計画経済と市場経済が共存する時期があった。計画経済期の都市部年金制度は基本的に1951年の「中華人民共和国労働保険条例」に基づいていた。この年金制度は賦課方式で運営されており保険料は企業が全て拠出していた。つまり個人負担はなかった。このために形式的な保険料の負担者は企業であるが、計画経済の下で企業の財務会計が国家財政に組み込まれていたために、実質的に保険料を負担していたのは政府であった。従って、実質的には税方式であった。

ところが、1978年からの改革開放政策により状況は一変した。1983年の「利改税」改革や経営請負制の導入により、国有企業勤労者の年金は当該企業自体が負担することになった。つまり年金制度は実質的な税方式から保険

料方式に移行した。ただし財政方式は賦課方式のままであった。保険料の個人負担は、1986年に国務院の「国有企業の労働契約制の実施に関する暫行規定」において契約工が年金保険料を納めることを規定したことに始まる。さらに1991年の「企業従業員養老保険制度の改革に関する国務院の決定」では、固定工も保険料を納付することが定められ、年金は「国家・企業・個人の共同負担を実現する」<sup>18)</sup>ことが明記された。

1993年11月に国務院が決定し、中国共産党第14期第3回会議を通過した「社会主義市場経済体制確立の若干問題に関する決定」は市場経済への本格的移行を推進するものであったが、この中で年金に関しては「社会的プールと個人口座を結びつけることを堅持し、個人口座を徐々に実現する」ことが明記された。ここで社会プールとは各企業から徴収した保険料を社会全体でプールすることを意味する。この保険料は賦課方式で引退世代に給付される。個人口座とは積立方式の保険料が振り込まれる口座を意味する。従って、「社会的プールと個人口座を結びつける」ということは、賦課方式である社会プールと積立方式である個人口座を結びつけた年金制度を構築することを意味する。つまり、中国はそれ以前の賦課方式から賦課方式と積立方式を結びつけた部分積立方式へ移行を開始したのである。

1995年の国務院の「企業職工養老保険制度の改革を深化することに関する通知」では、賦課方式である社会プールと積立方式である個人口座を組み合わせた二種類の年金制度案の提示がなされ、具体的にどちらを選択するかは各地域にまかせられた。しかしその後二種類の年金制度の並立により労働力の移動の困難等の様々な問題が出てきたために、全国統一の年金制度を作る必要性が認識された。そして1997年の国務院の「統一的な企業職工基本養老保険制度構築に関する決定」により、賦課方式と積立方式を組み合わせた全国統一の制度が創設された。この1997年の国務院の決定によって中国は賦課方式と積立方式を組み合わせた部分積立方式に基本的に移行した。

1997年の国務院通知による年金制度においては、個人口座には個人と企業が保険料を納付するが、社会プールには企業のみが保険料を納付することが決められた。具体的には個人口座には本人賃金の11%が積み立てられるが、個人の納付部分は、初期の4%から徐々に8%に引き上げられることが決められた。企業の納付部分は企業賃金総額の20%を超えないこととし、個人口座に積み立てられる本人賃金の11%分のうち本人納付分を差し引いたものを納付すると共に残りを社会プールに納付することに決められたのである。また給付水準に関しては、加入年数が満15年の場合、社会プール分からの給付標準月額、地域の前年度の従業員平均月賃金の20%とし、個人口座からの給付標準月額は、口座残高の120分の1とされた<sup>99)</sup>。

2005年にも「企業従業員基本養老保険制度の整備に関する国務院の決定」に基づいた年金制度改革が行われたが、この改革の要点は保険料負担と給付基準の変更であった。保険料負担に関しては、個人勘定口座に納付する保険料を本人賃金の11%から8%に引き下げた上で全て個人負担とし、社会プールに納付する保険料を企業賃金総額の20%として企業負担とした。給付水準に関しては、加入年数が満15年の場合、社会プール分からの給付標準月額は、地域の前年度の在職従業員の平均賃金と本人の平均賃金と保険料納付年数によって決定され、個人口座からの給付標準月額は、口座残高を都市人口平均余命と退職年齢の差と利息などの要素によって決定された支給月数で割ったものとしたのである<sup>100)</sup>。

現在、中国では、社会保険法の作成が進められており、2008年12月28日にその草案が公表された。その条文は1997年、2005年の国務院の決定を受け継いだ形で、保険料は政府、企業、個人の三者が負担し、社会プールと個人口座を組み合わせるという現行年金制度を前提とした内容となっている。

以上で見たように、改革開放政策後、中国の年金制度は賦課方式から賦課方式と積立方式を組み合わせた部分積立方式へ移行した。この移行の直接的

要因は急速な人口高齢化と考えられる。現在、中国は一人っ子政策等による急速な人口高齢化に直面しているが、中国政府は人口高齢化に対応するためには、年金制度は賦課方式よりも部分積立方式の方が望ましいと判断してこの移行を決定したと考えられるのである。また前節で強調したように中国政府のこの決定には世界銀行[1994]が大きく影響したと思われる。但し、世界銀行[1994]においては第二の柱である強制積立の年金制度について「民間運営とすることを強く勧告する」と述べており、積立方式の年金は私的年金とすることを勧告しているが、中国の積立方式年金にかかわる個人口座が民営化される見通しはなく、この点は明確に異なっている。

ところでこの賦課方式から部分積立方式へ移行を推し進めた中国の年金改革は幾つかの問題を生み出した。その最大のもは以下で述べる空口座問題である。

空口座問題とは、退職世代に対する年金支給のための資金が賦課方式の社会プール分だけでは不足するために、個人口座に積み立てられている資金が流用されていることを意味する。空口座の規模は2005年末で8000億元に達するといわれている<sup>20)</sup>。

この問題を考える際に、考慮すべきであるのは前節で見た賦課方式から積立方式への移行に際して問題とされる「二重の負担」の問題である。繰り返して言えば、「二重の負担」とは、公的年金を賦課方式で運営している政府が、ある時点で積立方式に移行することを決めた場合、現役世代は積立方式の下での自らの将来の年金給付のために保険料を積み立てると共に、引退する世代に年金を払うための追加負担もしなければならないことを意味する。ただ厳密に言えば中国の現役世代は二重の負担をしていない。中国は賦課方式から積立方式に移行するのではなく、賦課方式と積立方式を組み合わせた部分積立方式へ移行した。そのことにより、積立方式部分の個人口座が現役労働者の積み立てに充てられると共に、賦課方式部分の社会プール部分が退

職者の年金給付に充てられことになった。従って、現役世代は自らの年金給付のために個人口座に保険料を積み立てることになっているだけであり、退職者に対する年金給付に対応するための社会プールには企業の保険料と政府の補助が納められることになっているのである。

既に述べたように、1997年に社会プールと個人口座を組み合わせた年金制度が全国の都市部で本格的に確立され、中国の年金制度は賦課方式から賦課方式と積立方式を組み合わせた部分積立方式へ移行したが、それ以前に職に就いた世代が続々と退職している。以前の年金制度は賦課方式であり、退職者は年金資金の積み立てをしていなかった。しかし退職者に対しては以前の給付建て賦課方式年金制度の下で決められた年金の支給を停止するわけにはいかない。一方、改革開放政策下の競争状況においてはコスト削減のために年金保険に加入しない企業も多く、また年金保険に加入している企業も経営不振に陥るか倒産した場合には、年金保険料が滞納か未払いとなってしまう。以上のことから社会プールの資金だけでは退職者に対する年金支給ができず、現役世代が納付する個人口座基金を流用せざるを得なくなっているのである。

「空口座」とは賦課方式から部分積立方式への移行後、賦課方式時代に決められた引退世代の年金支給のために積立方式の年金制度が機能していないことを意味する。それは中国の年金制度が実質的に賦課方式で運用されていることを意味するのである。

ただ、中国政府は空口座問題を重く見ており、現在、財政補助によって空口座問題に対応しようとしている。財政補助は1998年から始まっているが、2008年12月28日に公表された社会保険法(草案)においては、その第12条において「基本養老保険基金が支払い不足の場合、政府は補助を与える」と明記されているのである。

#### 4. おわりに

本稿では公的年金の賦課方式から部分積立方式への移行について論じた。先ず開発途上国の年金政策に大きな影響を与え世界的な論争を巻き起こした世界銀行の1994年のレポートの内容を検討して、このレポートが実質的に各国の年金制度の賦課方式から部分積立方式への移行を奨励していることを明らかにした。またこのレポートを巡る論争によって明らかになった年金制度に関する共通認識を検討した。次にこのレポートの影響下で賦課方式から部分積立方式への移行を実施した中国の年金制度改革の推移を検討した。そして中国における公的年金の賦課方式から部分積立方式への移行が、引退世代に対する年金支給のための資金が賦課方式の社会プール分だけでは不足するために、個人口座に積み立てられている資金が流用されている問題、つまり「空口座」問題を引き起こしていることを明らかにした。結局、賦課方式から部分積立方式への移行は、移行以前の賦課方式時代に勤労者に約束された引退後の年金給付の財源をどう確保するかという問題を解決できない限り、財政的な問題を避けられないのである。

- (1) 高山[2002]268頁。
- (2) World Bank[1994] p.3.
- (3) World Bank[1994] p.9.
- (4) World Bank[1994]p.7-8.
- (5) World Bank[1994]p.10.
- (6) World Bank[1994]p.12.
- (7) World Bank[1994]p.12-13.
- (8) World Bank[1994] p.15.
- (9) World Bank[1994]p.16.
- (10) World Bank[1994]p.16.
- (11) World Bank[1994]p.18.
- (12) 高山[2002]270-272頁。以下の議論は小塩[2005a、2005b]を参考にした。

- (13) 高山[2002]271頁。
- (14) 何[2004] 54頁。
- (15) 関根[2006]109頁。
- (16) 高山[2002]269頁。
- (17) 山本[2003]184頁。
- (18) 何[2008]169頁。
- (19) 何[2008]173-76頁。
- (20) 何[2008]177-81頁。
- (21) 董[2008]37頁。

#### 参考文献

##### 日本語文献

- 小塩隆士[2005a]『社会保障の経済学』日本評論社。
- 小塩隆士[2005b]『人口減少時代の社会保障改革』日本経済新聞社。
- 金子能宏・何立新[2000]「中国国有企業における退職行動と年金制度改革」『海外社会保障研究』132号。
- 何立新[2004]「年金改革前の中国都市部における公的年金制度の適応対象と給付水準」『海外社会保障研究』146号。
- 何立新[2008]『中国の公的年金制度改革—体制移行期の制度的・実証的分析』東京大学出版会。
- 財団法人自治体国際化協会[2003]「中国の年金制度改革」『CLAIR REPORT』No249。
- 財団法人自治体国際化協会[2008]「中国の社会保障制度」『CLAIR REPORT』No320。
- 鐘仁耀[1999]「中国都市部の企業における公的高齢年金制度の発展と改革」『経済学雑誌』第100巻 第3号。
- 鐘仁耀[2002]「中国の公的年金保険制度の財政方式に対する検証——都市部の賦課方式から部分的積立方式への移行を中心に」『海外社会保障研究』138号。
- 鐘仁耀[2004]『中国の公的年金改革』法律文化社。
- 鐘仁耀[2008]「中国都市部における新旧公的年金制度の比較および財政に対する影響」『経営と経済』第88巻3号。
- 関根栄一[2006]「自助努力を促す中国の年金制度改革」『資本市場クォーターリー』2006年秋号。
- 関根栄一[2009]「中国の社会保険法（草案）の公表と公的年金制度改革」『資本市場クォーターリー』2009年春号。



高山憲之[2002]「最近の年金論争と世界の年金動向」『一橋大学 経済研究』第53巻3号.

高山憲之[2004]『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社

八田達夫・小口登良[1999]『年金改革論—積立方式へ移行せよ』.日本経済新聞社

山本克也[2003]「アジア4カ国の年金制度—世界銀行およびIMFの影響」(上村泰裕・末廣昭編『東アジアの福祉システム構築』所収).

#### 中国語文献

董克用編[2008]『中国経済改革30年 社会保障巻』重慶大学出版社.

#### 英語文献

Beattie, R. & McGillivray, W. [1995] "A Risky Strategy: Reflections on the World Bank Report (1994) *Averting the Old Age Crisis*," *International Social Security Review*, 48(3/4).

Feldstein, M.[1974] "Social Security, Induced Retirement, and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, 82 5.

World Bank [1994] *Averting the Old Age Crisis*, New York: Oxford University Press.